

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第41号	さいたま市町名町界審議会条例の制定について	区 政 推 進 部	令和5年12月28日
条例第42号	さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	デジタル改革推進部	令和5年12月28日
条例第43号	さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課	令和5年12月28日
条例第44号	さいたま市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課	令和5年12月28日
条例第45号	さいたま市市長等の給与の特例に関する条例の制定について	職 員 課	令和5年12月28日
条例第46号	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課	令和5年12月28日
条例第47号	さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	査 察 指 導 課	令和5年12月28日
条例第48号	さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教 職 員 給 与 課	令和5年12月28日
条例第49号	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	保 育 課	令和5年12月28日
条例第50号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	国 民 健 康 保 険 課	令和5年12月28日
条例第51号	さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定について	産 業 廃 棄 物 指 導 課	令和5年12月28日
条例第52号	さいたま市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について	環 境 総 務 課	令和5年12月28日
条例第53号	さいたま市宮北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	自転車まちづくり推進課	令和5年12月28日
条例第54号	さいたま市宮桜木駐車場条例を廃止する条例の制定について	東日本交流拠点整備課	令和5年12月28日
条例第55号	さいたま市宮桜木駐車場用地活用事業者選定委員会条例を廃止する条例の制定について	東日本交流拠点整備課	令和5年12月28日
条例第56号	さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	人権政策・男女共同参画課	令和5年12月28日
条例第57号	さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	都 市 公 園 課	令和5年12月28日
条例第58号	さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	土 木 総 務 課	令和5年12月28日

さいたま市条例第41号

さいたま市町名町界審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の町の名称の変更、町の区域の新設、変更及び廃止等に関し必要な事項を審議するため、さいたま市町名町界審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の市町村の区域内の町又は字をいう。以下同じ。）の名称の変更に関する事。
- (2) 町の区域の新設、変更及び廃止に関する事。
- (3) 住居表示（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の規定に基づく住居表示をいう。）の実施に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の代表者
- (3) 関係行政機関又は市内の公共的団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、特別の事項に係る者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する審議が終了するまでとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市条例第42号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成27年さいたま市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は <u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）</u> による地方税若しくは <u>森林環境税</u> の賦課徴収又は地方税若しくは <u>森林環境税</u> に関する調査（	[略]	1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（ <u>犯則事件の調査を含む。</u> ）に関する事務（国民健康保険税に関するものを除く。）であつて規則で定めるもの	[略]

	犯則事件の調査を含む。)に関する事務(国民健康保険税に関するものを除く。)であって規則で定めるもの				
2 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報、障害者関係情報、さいたま市市営住宅条例(平成13年さいたま市条例第267号)による入居者の家賃に関する情報(以下「市営住宅家賃情報」という。)、特定疾病児童等日常生活用具給付等事務に関する情報、心身障害者福祉手当支給事務に関する情報、補装具自己負担額助成に関する事務に関する情報、ひとり親医療費等助成事務に関する情報、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項若しくはその徴収に関する情報(国民健康保険税に関するものを除く。以下「地方	2 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報、障害者関係情報、さいたま市市営住宅条例(平成13年さいたま市条例第267号)による入居者の家賃に関する情報(以下「市営住宅家賃情報」という。)、特定疾病児童等日常生活用具給付等事務に関する情報、心身障害者福祉手当支給事務に関する情報、補装具自己負担額助成に関する事務に関する情報、ひとり親医療費等助成事務に関する情報、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項若しくはその徴収に関する情報(国民健康保険税に関するものを除く。以下「地方税関係情報」という。)、国民年金法(昭和34年法

	<p>税関係情報」という。))、国民年金法（昭和34年法律第141号）若しくは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）、地域子ども・子育て支援事業情報又は保育所費用徴収情報であって規則で定めるもの</p>		<p>律第141号）若しくは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）、地域子ども・子育て支援事業情報又は保育所費用徴収情報であって規則で定めるもの</p>
3～37	[略]	3～37	[略]

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

さいたま市条例第43号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]

第2条 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(議員報酬)</p> <p>第2条 議長等の議員報酬の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>992,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>886,000円</u></p> <p>(3) 議員 月額 <u>819,000円</u></p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(議員報酬)</p> <p>第2条 議長等の議員報酬の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>977,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>873,000円</u></p> <p>(3) 議員 月額 <u>807,000円</u></p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

- 第1条の規定による改正後のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第44号

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,229,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>966,000円</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,210,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>951,000円</u></p>

- (3) 水道事業管理者 月額 809,000円
- (4) 教育長 月額 804,000円
- (5) 常勤の監査委員 月額 617,000円
- (6) 特別職の秘書 月額 474,000円

(期末手当)

第6条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 [略]

- (3) 水道事業管理者 月額 797,000円
- (4) 教育長 月額 792,000円
- (5) 常勤の監査委員 月額 608,000円
- (6) 特別職の秘書 月額 467,000円

(期末手当)

第6条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第45号

さいたま市市長等の給与の特例に関する条例

市長、副市長、水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員及び特別職の秘書の給料月額を、さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）第3条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長 月額 1,210,000円
- (2) 副市長 月額 951,000円
- (3) 水道事業管理者 月額 797,000円
- (4) 教育長 月額 792,000円
- (5) 常勤の監査委員 月額 608,000円
- (6) 特別職の秘書 月額 467,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

さいたま市条例第46号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額<u>30万9,200円</u>を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額<u>30万8,600円</u>を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p>

4～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	157,900	238,700	272,600	307,800	353,500	395,400	448,000	505,700
	2	159,100	240,400	274,700	309,800	356,000	398,000	450,900	508,500
	3	160,200	242,000	276,700	311,800	358,400	400,600	453,700	511,300
	4	161,300	243,700	278,800	313,800	360,900	403,200	456,600	514,100
	5	162,400	245,300	280,800	315,800	363,300	405,700	459,400	516,900
	6	163,600	247,000	282,800	317,800	365,700	408,200	462,200	519,600
	7	164,800	248,600	284,700	319,800	368,100	410,700	464,900	522,300
	8	166,000	250,300	286,700	321,800	370,500	413,200	467,700	525,000
	9	167,200	251,900	288,600	323,700	372,900	415,600	470,400	527,700
	10	168,900	253,600	290,600	325,700	375,300	418,100	473,200	530,200
	11	170,500	255,200	292,500	327,600	377,600	420,500	475,900	532,600
	12	172,200	256,900	294,400	329,600	380,000	423,000	478,700	535,000
	13	173,800	258,500	296,300	331,500	382,300	425,400	481,400	537,400
	14	175,500	260,200	298,200	333,500	384,700	427,700	483,900	539,400
	15	177,100	261,800	300,100	335,400	387,000	430,000	486,300	541,400
	16	178,800	263,500	302,000	337,300	389,400	432,300	488,800	543,400
	17	180,400	265,100	303,800	339,200	391,700	434,600	491,200	545,300
	18	182,100	266,800	305,700	341,100	393,900	436,900	493,400	547,000
	19	183,800	268,400	307,500	342,900	396,100	439,200	495,600	548,600
	20	185,500	270,100	309,400	344,700	398,300	441,500	497,800	550,200
	21	187,100	271,700	311,200	346,500	400,500	443,800	500,000	551,800
	22	188,800	273,300	313,100	348,300	402,700	445,400	501,600	553,200
	23	190,500	274,900	314,900	350,100	404,800	447,000	503,100	554,600
	24	192,200	276,500	316,800	351,900	406,900	448,600	504,600	556,000
	25	193,900	278,100	318,600	353,700	409,000	450,200	506,100	557,300
	26	195,500	279,700	320,500	355,500	410,900	451,800	507,400	
	27	197,100	281,300	322,300	357,300	412,800	453,400	508,600	
	28	198,700	282,900	324,200	359,100	414,700	455,000	509,800	
	29	200,200	284,500	326,000	360,800	416,500	456,500	511,000	
	30	201,800	286,100	327,900	362,600	418,000	458,000	511,900	
	31	203,300	287,700	329,700	364,300	419,500	459,500	512,800	
	32	204,900	289,300	331,600	366,000	421,000	461,000	513,700	
	33	206,400	290,800	333,400	367,700	422,400	462,400	514,500	
	34	207,900	292,400	335,300	369,400	423,700	463,700	515,200	
	35	209,400	294,000	337,100	371,000	425,000	464,900	515,900	
	36	210,900	295,600	339,000	372,700	426,300	466,100	516,600	
	37	212,400	297,100	340,800	374,300	427,500	467,300	517,300	
	38	213,900	298,700	342,700	375,900	428,800	468,500		
	39	215,400	300,200	344,500	377,500	430,000	469,700		
	40	216,900	301,800	346,300	379,100	431,300	470,900		
	41	218,400	303,300	348,100	380,600	432,500	472,000		
42	220,100	304,900	349,700	382,200	433,400	473,000			

43	221,700	306,400	351,200	383,700	434,200	474,000
44	223,400	307,900	352,700	385,300	435,000	475,000
45	225,000	309,400	354,200	386,800	435,800	475,900
46	226,700	310,800	355,700	388,100	436,600	476,600
47	228,400	312,200	357,200	389,300	437,300	477,300
48	230,100	313,600	358,700	390,600	438,100	478,000
49	231,700	314,900	360,200	391,800	438,800	478,700
50	233,400	316,200	361,600	393,000	439,400	479,400
51	235,100	317,500	362,900	394,100	440,000	480,000
52	236,800	318,800	364,200	395,300	440,600	480,700
53	238,500	320,000	365,500	396,400	441,200	481,300
54	240,200	321,300	366,700	397,200	441,700	482,000
55	241,900	322,500	367,800	397,900	442,200	482,600
56	243,600	323,800	369,000	398,700	442,700	483,200
57	245,200	325,000	370,100	399,400	443,200	483,800
58	246,800	326,300	371,200	400,100	443,700	
59	248,400	327,500	372,200	400,800	444,200	
60	250,000	328,800	373,200	401,500	444,700	
61	251,500	330,000	374,200	402,200	445,200	
62	253,100	330,900	375,200	402,900	445,700	
63	254,600	331,800	376,100	403,500	446,200	
64	256,200	332,700	377,100	404,200	446,700	
65	257,700	333,600	378,000	404,800	447,100	
66	259,300	334,500	378,900	405,400	447,600	
67	260,900	335,300	379,700	406,000	448,000	
68	262,500	336,200	380,600	406,600	448,500	
69	264,000	337,000	381,400	407,100	448,900	
70	265,300	337,800	382,200	407,500	449,300	
71	266,600	338,600	383,000	407,800	449,700	
72	267,900	339,400	383,800	408,200	450,100	
73	269,100	340,200	384,500	408,500	450,400	
74	270,300	341,000	385,300	408,900	450,800	
75	271,400	341,800	386,000	409,200	451,200	
76	272,600	342,600	386,800	409,600	451,600	
77	273,700	343,300	387,500	409,900	451,900	
78	274,600	344,100	388,200	410,300		
79	275,500	344,900	388,800	410,600		
80	276,400	345,700	389,400	411,000		
81	277,300	346,400	390,000	411,300		
82	278,100	347,000	390,600	411,600		
83	278,800	347,500	391,200	411,900		
84	279,500	348,000	391,800	412,200		
85	280,200	348,500	392,300	412,400		
86	280,700	349,000	392,800	412,700		
87	281,100	349,500	393,300	413,000		
88	281,500	350,000	393,800	413,300		
89	281,900	350,500	394,200	413,500		

	90		351,000	394,700					
	91		351,500	395,200					
	92		352,000	395,700					
	93		352,400	396,100					
	94		352,900	396,500					
	95		353,400	396,900					
	96		353,900	397,300					
	97		354,300	397,700					
	98		354,800	398,100					
	99		355,200	398,500					
	100		355,700	398,900					
	101		356,100	399,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		215,000	243,100	266,000	289,100	305,200	326,100	360,000	408,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	605,000
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	606,000
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	607,000
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	608,000
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	609,000
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	610,000
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	611,000
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	612,000
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	613,000
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	614,000
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	615,000
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	616,000
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	617,000
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	618,000
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	619,000
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	620,000
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	621,000
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	622,000
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	623,000
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	624,000
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	625,000
43	379,300	442,400	495,900	552,600	626,000	

44	380,000	444,200	497,500	553,900	627,000
45	380,900	446,000	498,900	555,100	628,000
46	382,200	447,800	500,600	556,100	629,000
47	383,500	449,500	502,400	557,100	630,000
48	384,800	451,200	504,100	558,100	631,000
49	385,600	452,800	505,600	559,100	632,000
50	386,400	454,500	506,900	560,000	633,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900	634,000
52	387,700	457,900	509,500	561,800	635,000
53	388,500	459,800	510,500	562,600	636,000
54	389,300	461,000	511,800	563,500	637,000
55	390,000	462,200	513,100	564,400	638,000
56	390,700	463,400	514,400	565,300	639,000
57	391,400	464,400	515,400	566,200	640,000
58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000	574,100	
67		471,900	523,700	575,000	
68		472,500	524,600	575,900	
69		472,800	525,500	576,800	
70		473,400	526,300	577,700	
71		474,100	527,200	578,600	
72		474,800	528,100	579,500	
73		475,200	528,900	580,400	
74		475,800	529,800	581,300	
75		476,500	530,700	582,200	
76		477,200	531,400	583,100	
77		477,600	532,200	584,000	
78		478,200	533,100	584,900	
79		478,800	534,000	585,800	
80		479,300	534,900	586,700	
81		479,900	535,700	587,600	
82		480,400	536,600	588,500	
83		480,900	537,500	589,400	
84		481,400	538,400	590,300	
85		481,800	539,200	591,200	
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		
89		483,800	542,700		
90		484,400	543,600		
91		485,000	544,500		

	92		485,400	545,400		
	93		485,900	546,200		
	94		486,500	547,100		
	95		487,100	548,000		
	96		487,600	548,900		
	97		488,100	549,700		
	98			550,600		
	99			551,500		
	100			552,400		
	101			553,200		
	102			554,100		
	103			555,000		
	104			555,900		
	105			556,700		
	106			557,600		
	107			558,500		
	108			559,400		
	109			560,200		
	110			561,100		
	111			562,000		
	112			562,900		
	113			563,700		
	114			564,600		
	115			565,500		
	116			566,400		
	117			567,200		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		296,800	339,600	394,300	466,800	567,400

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	170,500	194,800	281,700	327,800	373,000	439,300
	2	172,100	196,300	283,800	330,000	375,600	441,800
	3	173,600	197,700	285,800	332,200	378,100	444,300
	4	175,200	199,200	287,900	334,400	380,700	446,800
	5	176,700	200,600	289,900	336,500	383,200	449,200
	6	178,300	202,100	292,000	338,600	385,800	451,700
	7	179,800	203,500	294,000	340,700	388,300	454,200
	8	181,400	205,000	296,000	342,800	390,800	456,700
	9	182,900	206,400	298,000	344,900	393,300	459,100
	10	184,400	207,900	300,000	346,900	395,800	461,600
	11	185,800	209,300	302,000	348,800	398,300	464,100
	12	187,300	210,800	304,000	350,800	400,800	466,600
	13	188,700	212,200	306,000	352,700	403,200	469,000
	14	190,200	214,000	308,000	354,700	405,400	470,400
	15	191,600	215,700	310,000	356,600	407,600	471,700
	16	193,000	217,500	312,000	358,600	409,800	473,100
	17	194,400	219,200	314,000	360,500	411,900	474,400
	18	195,900	220,900	316,000	362,500	413,900	475,800
	19	197,300	222,500	318,000	364,400	415,800	477,100
	20	198,700	224,200	320,000	366,400	417,800	478,500
	21	200,100	225,800	321,900	368,300	419,700	479,800
	22	201,600	227,400	323,900	370,300	421,300	481,200
	23	203,000	228,900	325,800	372,200	422,900	482,500
	24	204,400	230,400	327,800	374,100	424,500	483,900
	25	205,800	231,900	329,700	376,000	426,100	485,200
	26	207,300	233,400	331,600	377,900	427,400	486,600
	27	208,700	234,900	333,500	379,800	428,600	487,900
	28	210,100	236,400	335,400	381,700	429,800	489,200
	29	211,500	237,900	337,200	383,600	431,000	490,500
	30	213,000	239,400	339,100	385,500	432,300	491,800
	31	214,400	240,900	340,900	387,400	433,500	493,000
	32	215,800	242,400	342,700	389,300	434,700	494,200
	33	217,200	243,800	344,500	391,200	435,900	495,400
	34	218,600	245,300	346,300	393,100	437,100	496,400
	35	220,000	246,800	348,100	395,000	438,300	497,300
	36	221,400	248,300	349,900	396,900	439,500	498,200
	37	222,800	249,700	351,600	398,800	440,700	499,100
	38	224,200	251,100	353,200	400,700	441,500	
	39	225,600	252,500	354,800	402,600	442,200	
	40	227,000	253,900	356,400	404,500	442,900	
	41	228,400	255,300	358,000	406,300	443,600	
	42	229,800	256,700	359,400	408,100	444,400	
	43	231,200	258,100	360,800	409,900	445,200	
44	232,600	259,500	362,200	411,700	446,000		

45	233,900	260,900	363,600	413,400	446,800
46	235,300	262,500	364,900	415,000	447,500
47	236,700	264,100	366,100	416,600	448,100
48	238,100	265,700	367,400	418,200	448,800
49	239,400	267,300	368,600	419,700	449,400
50	240,800	268,700	369,900	421,100	450,000
51	242,200	270,100	371,100	422,500	450,600
52	243,600	271,500	372,300	423,900	451,200
53	244,900	272,900	373,500	425,200	451,800
54	246,300	274,500	374,600	426,300	
55	247,700	276,000	375,600	427,400	
56	249,100	277,600	376,600	428,500	
57	250,500	279,100	377,600	429,600	
58	251,800	280,800	378,600	430,500	
59	253,100	282,500	379,500	431,400	
60	254,400	284,200	380,500	432,300	
61	255,600	285,800	381,400	433,100	
62	256,900	287,400	382,300	434,000	
63	258,200	288,900	383,100	434,900	
64	259,500	290,400	384,000	435,800	
65	260,700	291,900	384,800	436,600	
66	262,000	293,500	385,600	437,300	
67	263,200	295,100	386,300	438,000	
68	264,400	296,700	387,000	438,700	
69	265,600	298,300	387,700	439,300	
70	266,900	300,000	388,400		
71	268,100	301,700	389,100		
72	269,300	303,400	389,800		
73	270,500	305,000	390,500		
74	271,800	306,600	391,200		
75	273,000	308,200	391,900		
76	274,200	309,800	392,600		
77	275,400	311,400	393,300		
78	276,600	312,900	394,000		
79	277,800	314,400	394,700		
80	279,000	315,900	395,400		
81	280,100	317,300	396,100		
82	281,200	318,800	396,800		
83	282,300	320,200	397,400		
84	283,400	321,700	398,100		
85	284,400	323,100	398,700		
86	285,500	324,300	399,400		
87	286,500	325,400	400,000		
88	287,600	326,600	400,600		
89	288,600	327,700	401,200		
90	289,400	328,800	401,900		
91	290,100	329,900	402,500		
92	290,900	331,000	403,100		

	93	291,600	332,000	403,700			
	94	292,300	333,000	404,400			
	95	292,900	333,900	405,000			
	96	293,500	334,900	405,600			
	97	294,100	335,800	406,200			
	98		336,500	406,800			
	99		337,100	407,400			
	100		337,700	408,000			
	101		338,300	408,600			
	102		339,000	409,200			
	103		339,600	409,700			
	104		340,300	410,300			
	105		340,900	410,800			
	106		341,600				
	107		342,200				
	108		342,800				
	109		343,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		215,200	247,700	267,800	282,300	296,800	351,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	182,400	213,800	262,700	288,900	331,700	375,800
	2	184,000	215,200	264,100	290,800	333,800	378,300
	3	185,500	216,500	265,500	292,600	335,800	380,800
	4	187,100	217,900	266,900	294,400	337,900	383,300
	5	188,600	219,200	268,200	296,200	339,900	385,800
	6	190,200	220,800	269,600	298,000	342,000	388,200
	7	191,700	222,400	271,000	299,800	344,000	390,500
	8	193,300	224,000	272,400	301,600	346,000	392,800
	9	194,800	225,500	273,800	303,300	348,000	395,100
	10	196,300	227,000	275,300	305,000	350,100	397,500
	11	197,800	228,500	276,700	306,600	352,200	399,800
	12	199,300	230,000	278,100	308,200	354,300	402,100
	13	200,800	231,500	279,500	309,800	356,300	404,400
	14	202,300	233,100	281,000	311,600	358,400	406,500
	15	203,800	234,600	282,500	313,300	360,400	408,500
	16	205,300	236,100	284,000	315,100	362,500	410,600
	17	206,800	237,600	285,400	316,800	364,500	412,600
	18	208,400	239,000	286,900	318,700	366,600	414,700
	19	209,900	240,400	288,400	320,600	368,600	416,800
	20	211,400	241,800	289,900	322,500	370,700	418,900
	21	212,900	243,200	291,300	324,400	372,700	420,900
	22	214,600	244,500	292,900	326,200	374,800	422,600
	23	216,200	245,700	294,400	328,000	376,800	424,300
	24	217,800	247,000	296,000	329,800	378,900	426,000
	25	219,400	248,200	297,500	331,600	380,900	427,700
	26	221,000	249,600	299,100	333,600	382,900	429,200
	27	222,500	251,000	300,700	335,600	384,900	430,700
	28	224,000	252,400	302,300	337,600	386,900	432,200
	29	225,500	253,700	303,900	339,500	388,800	433,600
	30	227,000	255,000	305,500	341,500	390,700	435,100
	31	228,500	256,300	307,000	343,500	392,500	436,500
	32	230,000	257,600	308,600	345,500	394,400	438,000
	33	231,400	258,900	310,100	347,500	396,200	439,400
	34	232,800	260,100	311,700	349,600	398,000	440,800
	35	234,200	261,300	313,300	351,600	399,800	442,200
	36	235,600	262,500	314,900	353,700	401,600	443,600
	37	236,900	263,700	316,500	355,700	403,300	445,000
	38	238,200	265,000	318,100	357,700	405,000	446,400
	39	239,400	266,200	319,600	359,700	406,700	447,700
	40	240,600	267,400	321,200	361,700	408,400	449,000
	41	241,800	268,600	322,700	363,600	410,000	450,300
	42	243,000	269,900	324,200	365,600	411,500	451,200
	43	244,200	271,100	325,600	367,600	413,000	452,000
	44	245,400	272,300	327,100	369,600	414,500	452,900
	45	246,500	273,500	328,500	371,600	416,000	453,700
46	247,600	274,700	330,000	373,500	417,500	454,600	

47	248,700	275,900	331,500	375,400	419,000	455,400
48	249,800	277,100	333,000	377,300	420,500	456,300
49	250,900	278,200	334,500	379,200	421,900	457,100
50	252,000	279,400	336,000	381,200	423,400	457,900
51	253,100	280,500	337,400	383,100	424,900	458,700
52	254,200	281,700	338,800	385,000	426,400	459,500
53	255,300	282,800	340,200	386,900	427,800	460,200
54	256,500	283,900	341,700	388,700	429,100	
55	257,600	285,000	343,100	390,500	430,400	
56	258,700	286,100	344,600	392,300	431,700	
57	259,800	287,100	346,000	394,000	433,000	
58	260,900	288,300	347,500	395,800	434,000	
59	262,000	289,400	349,000	397,500	434,900	
60	263,100	290,600	350,500	399,300	435,800	
61	264,200	291,700	351,900	401,000	436,700	
62	265,400	292,800	353,500	402,600	437,400	
63	266,500	293,900	355,000	404,200	438,100	
64	267,700	295,000	356,500	405,800	438,800	
65	268,800	296,100	358,000	407,400	439,600	
66	269,900	297,400	359,500	408,800	440,300	
67	271,000	298,600	360,900	410,200	441,000	
68	272,100	299,800	362,300	411,600	441,700	
69	273,200	301,000	363,700	413,000	442,300	
70	274,300	302,300	365,100	414,400	443,000	
71	275,400	303,500	366,500	415,800	443,600	
72	276,500	304,700	367,900	417,200	444,300	
73	277,500	305,900	369,200	418,600	444,900	
74	278,700	307,200	370,400	420,000		
75	279,900	308,400	371,500	421,300		
76	281,100	309,600	372,700	422,600		
77	282,200	310,800	373,800	423,900		
78	283,300	312,100	374,800	425,300		
79	284,400	313,400	375,700	426,600		
80	285,500	314,700	376,600	427,900		
81	286,500	315,900	377,500	429,200		
82	287,100	317,100	378,300	430,000		
83	287,600	318,300	379,100	430,800		
84	288,200	319,500	379,900	431,600		
85	288,700	320,600	380,700	432,300		
86		321,900	381,500	433,000		
87		323,100	382,300	433,600		
88		324,300	383,100	434,300		
89		325,500	383,900	434,900		
90		326,700	384,700			
91		327,800	385,400			
92		328,900	386,200			
93		330,000	386,900			
94		330,600	387,700			
95		331,200	388,400			

	96		331,800	389,100			
	97		332,400	389,800			
	98			390,600			
	99			391,300			
	100			392,000			
	101			392,700			
	102			393,500			
	103			394,200			
	104			394,900			
	105			395,600			
	106			396,300			
	107			397,000			
	108			397,700			
	109			398,400			
	110			399,200			
	111			399,900			
	112			400,600			
	113			401,300			
	114			402,000			
	115			402,600			
	116			403,200			
	117			403,800			
	118			404,400			
	119			405,000			
	120			405,600			
	121			406,100			
	122			406,800			
	123			407,400			
	124			408,000			
	125			408,600			
	126			409,200			
	127			409,700			
	128			410,300			
	129			410,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		233,600	261,100	272,000	282,700	304,800	344,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	172,400	244,800	274,500	302,700	336,200	356,400	396,600	448,800	506,200
	2	173,600	246,500	276,600	304,600	338,100	358,900	399,200	451,700	509,000
	3	174,700	248,100	278,600	306,500	339,900	361,300	401,800	454,500	511,800
	4	175,800	249,800	280,700	308,400	341,700	363,700	404,400	457,400	514,600
	5	176,900	251,400	282,700	310,300	343,500	366,100	406,900	460,200	517,400
	6	178,100	253,000	284,600	312,200	345,300	368,500	409,400	463,000	520,100
	7	179,300	254,600	286,500	314,000	347,100	370,900	411,900	465,700	522,800
	8	180,500	256,200	288,400	315,900	348,900	373,300	414,400	468,500	525,500
	9	181,700	257,800	290,300	317,700	350,600	375,600	416,800	471,200	528,200
	10	183,400	259,400	292,200	319,600	352,300	378,000	419,300	474,000	530,700
	11	185,000	261,000	294,100	321,400	354,000	380,300	421,700	476,700	533,100
	12	186,700	262,600	296,000	323,200	355,700	382,700	424,200	479,500	535,500
	13	188,300	264,200	297,900	325,000	357,400	385,000	426,600	482,200	537,900
	14	189,900	265,800	299,800	326,800	359,100	387,400	429,000	484,700	539,900
	15	191,500	267,300	301,700	328,600	360,700	389,700	431,300	487,100	541,900
	16	193,100	268,900	303,600	330,400	362,400	392,100	433,700	489,600	543,900
	17	194,700	270,400	305,400	332,200	364,000	394,400	436,000	492,000	545,800
	18	196,400	272,000	307,300	334,000	365,700	396,700	438,300	494,200	547,500
	19	198,100	273,500	309,100	335,800	367,300	398,900	440,600	496,400	549,100
	20	199,800	275,100	311,000	337,600	369,000	401,100	442,900	498,600	550,700
	21	201,400	276,600	312,800	339,300	370,600	403,300	445,100	500,800	552,300
	22	203,200	278,200	314,700	341,100	372,300	405,500	446,700	502,400	553,700
	23	204,900	279,700	316,500	342,900	373,900	407,600	448,300	503,900	555,100
	24	206,600	281,300	318,400	344,700	375,600	409,700	449,900	505,400	556,500
	25	208,300	282,800	320,200	346,400	377,200	411,800	451,500	506,900	557,800
	26	209,900	284,400	322,100	348,200	378,900	413,700	453,100	508,200	
	27	211,400	285,900	323,900	349,900	380,500	415,500	454,600	509,400	
	28	212,900	287,500	325,800	351,700	382,200	417,300	456,200	510,600	
	29	214,400	289,000	327,600	353,400	383,800	419,100	457,700	511,800	
	30	215,900	290,600	329,500	355,000	385,400	420,600	459,200	512,700	
	31	217,400	292,100	331,300	356,600	387,000	422,100	460,600	513,600	
	32	218,900	293,700	333,100	358,200	388,600	423,600	462,100	514,500	
	33	220,400	295,200	334,900	359,700	390,200	425,000	463,500	515,300	
	34	221,900	296,800	336,700	361,200	391,700	426,300	464,900	516,000	
	35	223,300	298,300	338,500	362,700	393,100	427,500	466,200	516,700	
	36	224,800	299,800	340,300	364,200	394,600	428,800	467,500	517,400	
	37	226,200	301,300	342,100	365,600	396,000	430,000	468,800	518,100	
	38	227,600	302,800	343,900	367,000	397,200	431,300	470,000		
	39	229,000	304,300	345,600	368,300	398,300	432,500	471,100		
	40	230,400	305,800	347,400	369,700	399,400	433,700	472,200		
	41	231,800	307,300	349,100	371,000	400,500	434,900	473,300		
	42	233,300	308,800	350,700	372,200	401,300	435,700	474,300		
	43	234,800	310,200	352,300	373,300	402,000	436,500	475,200		
	44	236,300	311,700	353,900	374,500	402,800	437,300	476,200		
	45	237,800	313,100	355,400	375,600	403,500	438,000	477,100		
	46	239,300	314,400	356,900	376,700	404,200	438,800	477,800		
	47	240,800	315,700	358,400	377,700	404,800	439,500	478,400		
	48	242,300	317,000	359,900	378,700	405,400	440,300	479,100		
	49	243,800	318,200	361,300	379,700	406,000	441,000	479,700		
	50	245,300	319,500	362,700	380,500	406,600	441,600	480,400		
51	246,800	320,700	364,000	381,300	407,200	442,200	481,000			

52	248,300	322,000	365,300	382,100	407,800	442,800	481,700			
53	249,800	323,200	366,600	382,800	408,400	443,400	482,300			
54	251,300	324,500	367,800	383,600	409,000	443,900	483,000			
55	252,800	325,700	368,900	384,400	409,600	444,400	483,600			
56	254,300	326,900	370,100	385,200	410,200	444,900	484,200			
57	255,700	328,100	371,200	385,900	410,800	445,400	484,800			
58	257,200	329,300	372,200	386,600	411,200	445,900				
59	258,700	330,500	373,200	387,300	411,500	446,400				
60	260,200	331,700	374,200	388,000	411,800	446,900				
61	261,600	332,800	375,200	388,700	412,100	447,300				
62	263,100	333,700	376,100	389,400	412,500	447,800				
63	264,500	334,600	376,900	390,100	412,800	448,300				
64	265,900	335,500	377,700	390,800	413,100	448,800				
65	267,300	336,400	378,500	391,400	413,400	449,200				
66	268,800	337,200	379,300	392,100	413,800	449,700				
67	270,300	338,000	380,100	392,700	414,100	450,100				
68	271,800	338,800	380,900	393,400	414,400	450,500				
69	273,200	339,600	381,600	394,000	414,700	450,900				
70	274,700	340,400	382,400	394,600	415,000	451,300				
71	276,100	341,100	383,200	395,100	415,300	451,700				
72	277,600	341,900	384,000	395,700	415,600	452,100				
73	279,000	342,600	384,700	396,200	415,900	452,500				
74	280,300	343,400	385,400	396,700	416,200	452,900				
75	281,600	344,100	386,100	397,200	416,500	453,200				
76	282,900	344,800	386,800	397,700	416,800	453,500				
77	284,200	345,500	387,400	398,100	417,100	453,800				
78	285,100	346,300	388,100	398,600						
79	286,000	347,000	388,700	399,100						
80	286,900	347,700	389,300	399,600						
81	287,800	348,400	389,900	400,000						
82	288,600	349,000	390,500	400,400						
83	289,400	349,500	391,100	400,800						
84	290,200	350,000	391,700	401,200						
85	290,900	350,500	392,200	401,600						
86	291,500	351,000	392,700	402,000						
87	292,100	351,500	393,200	402,400						
88	292,700	352,000	393,700	402,800						
89	293,200	352,500	394,100	403,200						
90		353,000	394,600	403,600						
91		353,500	395,000	403,900						
92		354,000	395,500	404,200						
93		354,400	395,900	404,500						
94		354,900	396,400	404,800						
95		355,400	396,800	405,100						
96		355,900	397,200	405,400						
97		356,300	397,600	405,700						
98		356,800	398,000	406,000						
99		357,200	398,400	406,300						
100		357,700	398,800	406,600						
101		358,100	399,200	406,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	
		215,500	243,600	266,500	269,700	289,600	305,700	326,600	360,500	409,000

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定管理職員に</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員に</p>

員にあっては、 <u>100分の58.75</u>) を乗じて得た額の総額 3～5 [略]	員にあっては、 <u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額 3～5 [略]
---	--

(さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>718,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;"><u>839,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与</p>	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>376,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;"><u>710,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;"><u>830,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>380,000</u>																																				
2	<u>427,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>539,000</u>																																				
5	<u>615,000</u>																																				
6	<u>718,000</u>																																				
7	<u>839,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>376,000</u>																																				
2	<u>422,000</u>																																				
3	<u>472,000</u>																																				
4	<u>533,000</u>																																				
5	<u>608,000</u>																																				
6	<u>710,000</u>																																				
7	<u>830,000</u>																																				

条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条第1項及び別表第1から別表第3までの規定並びに第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第7条第1項の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項の規定並びに改正後の任期付職員給与条例第9条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第3条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第47号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～35 [略]		1～35 [略]	
36 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定による液化石油ガス法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは <u>第3項又は同法第39条の2第1項</u> の規定による完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	36 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定による液化石油ガス法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定による完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
37～43 [略]		37～43 [略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第48号

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	476,100
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	476,800
41	245,000	296,800	355,300	406,600	477,400	

42	246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
43	247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
44	248,600	302,700	361,000	410,700	479,500
45	249,700	304,700	362,800	412,100	480,100
46	250,900	306,800	364,700	413,400	480,800
47	252,100	309,000	366,600	414,900	481,500
48	253,100	311,200	368,500	416,400	482,200
49	254,200	313,300	370,100	418,000	482,800
50	255,500	315,600	371,900	419,400	483,500
51	256,700	317,800	373,800	421,000	484,200
52	258,000	319,900	375,800	422,500	484,900
53	259,100	322,000	377,600	424,200	485,500
54	260,300	323,500	379,400	425,700	486,200
55	261,600	325,000	381,100	427,300	486,900
56	262,600	326,500	382,700	428,900	487,600
57	263,700	328,200	384,200	430,400	488,200
58	264,400	330,200	385,800	431,900	488,900
59	265,400	332,200	387,400	433,100	489,600
60	266,400	334,100	389,000	434,300	490,300
61	267,300	335,900	390,200	435,500	490,900
62	268,100	337,900	391,600	436,800	
63	268,900	339,900	393,000	438,100	
64	269,700	341,800	394,300	439,300	
65	270,800	343,500	395,500	440,500	
66	272,100	345,500	396,700	441,700	
67	273,400	347,500	398,000	442,900	
68	274,700	349,500	399,300	444,100	
69	275,900	351,300	400,600	445,300	
70	277,100	353,200	401,900	446,500	
71	278,300	355,100	403,300	447,700	
72	279,500	357,000	404,500	448,900	
73	280,500	358,600	405,700	450,000	
74	281,500	360,500	407,100	450,600	
75	282,500	362,300	408,500	451,100	
76	283,400	364,200	409,800	451,600	
77	284,300	366,000	411,000	452,100	
78	285,200	367,700	412,200	452,700	
79	286,100	369,300	413,500	453,200	
80	287,000	370,900	414,900	453,700	
81	287,800	372,300	416,200	454,200	
82	288,900	373,800	417,400	454,800	
83	289,900	375,200	418,400	455,300	
84	290,900	376,500	419,600	455,800	
85	291,900	377,600	420,800	456,300	
86	292,900	379,000	422,000	456,900	
87	293,900	380,400	423,200	457,400	
88	294,900	381,700	424,200	457,900	
89	296,000	382,900	425,300	458,400	

90	297,100	384,200	426,300	459,000
91	298,200	385,300	427,300	459,500
92	299,200	386,500	428,300	460,000
93	299,700	387,700	429,200	460,500
94	300,700	388,800	430,000	461,100
95	301,800	390,000	430,800	461,600
96	303,000	391,200	431,600	462,100
97	304,000	392,600	432,400	462,600
98	305,100	393,600	432,800	463,200
99	306,100	394,600	433,200	463,700
100	307,100	395,600	433,600	464,200
101	307,900	396,500	434,000	464,700
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800	436,400	
111	315,600	405,600	436,700	
112	316,100	406,400	436,900	
113	316,600	407,000	437,100	
114	317,000	407,700	437,400	
115	317,500	408,400	437,700	
116	317,900	409,100	437,900	
117	318,400	409,700	438,100	
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		
122	320,700	411,600		
123	321,200	411,900		
124	321,700	412,100		
125	322,300	412,300		
126	322,600	412,600		
127	322,900	412,900		
128	323,200	413,100		
129	323,400	413,300		
130	323,700	413,600		
131	324,000	413,900		
132	324,300	414,100		
133	324,500	414,300		
134	324,700	414,600		
135	324,900	414,900		
136	325,200	415,100		
137	325,500	415,300		

	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700	417,600			
	147	328,000	417,900			
	148	328,300	418,100			
	149	328,500	418,300			
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000	

45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
50	255,100	292,000	367,800	389,400	457,000
51	256,400	293,800	369,400	390,800	457,500
52	257,400	295,500	370,900	392,100	458,000
53	258,500	296,800	372,300	393,300	458,500
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	
62	267,500	315,600	384,200	403,700	
63	268,200	317,800	385,300	405,000	
64	268,800	319,900	386,400	406,200	
65	269,500	322,000	387,200	407,400	
66	270,700	323,500	388,300	408,500	
67	271,800	325,000	389,300	409,600	
68	272,900	326,500	390,300	410,700	
69	274,200	328,200	391,400	411,700	
70	275,600	330,200	392,400	412,900	
71	276,800	332,200	393,500	414,100	
72	278,000	334,100	394,600	415,300	
73	278,800	335,900	395,600	415,900	
74	279,700	337,900	396,700	416,700	
75	280,700	339,800	397,800	417,400	
76	281,700	341,700	398,800	417,900	
77	282,600	343,400	399,700	418,200	
78	283,600	345,200	400,600	418,600	
79	284,700	346,900	401,600	419,000	
80	285,500	348,600	402,600	419,400	
81	286,300	350,400	403,400	419,700	
82	287,100	352,100	404,200	420,100	
83	287,900	353,500	404,900	420,500	
84	288,700	355,100	405,700	420,800	
85	289,600	356,300	406,400	421,100	
86	290,400	357,900	407,200	421,500	
87	291,100	359,400	407,900	421,900	
88	291,900	360,900	408,600	422,200	
89	292,800	362,200	409,200	422,500	
90	293,700	363,500	409,900	422,800	
91	294,600	364,800	410,400	423,100	
92	295,300	366,200	411,100	423,300	

93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800
95	297,000	370,100	412,200	424,100
96	297,700	371,200	412,500	424,300
97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800
99	300,000	374,200	413,300	425,100
100	300,700	375,100	413,500	425,300
101	301,400	375,900	413,700	425,500
102	301,800	376,900	414,000	425,800
103	302,200	377,800	414,300	426,100
104	302,600	378,700	414,500	426,300
105	302,800	379,500	414,700	426,500
106	303,100	380,400	415,000	426,800
107	303,400	381,300	415,300	427,100
108	303,600	382,200	415,500	427,300
109	303,800	383,000	415,700	427,500
110	304,000	384,000	416,000	427,800
111	304,300	384,900	416,300	428,100
112	304,600	385,800	416,500	428,300
113	304,800	386,400	416,700	428,500
114	305,000	387,300	417,000	428,800
115	305,200	388,200	417,300	429,100
116	305,500	389,100	417,500	429,300
117	305,800	389,900	417,700	429,500
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		
137		401,200		
138		401,500		
139		401,800		
140		402,100		

	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
	158		406,800			
	159		407,100			
	160		407,300			
	161		407,500			
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円
	1	170,500	194,800	281,700
	2	172,100	196,300	283,800
	3	173,600	197,700	285,800
	4	175,200	199,200	287,900
	5	176,700	200,600	289,900
	6	178,300	202,100	292,000
	7	179,800	203,500	294,000
	8	181,400	205,000	296,000
	9	182,900	206,400	298,000
	10	184,400	207,900	300,000
	11	185,800	209,300	302,000
	12	187,300	210,800	304,000
	13	188,700	212,200	306,000
	14	190,200	214,000	308,000
	15	191,600	215,700	310,000
	16	193,000	217,500	312,000
	17	194,400	219,200	314,000
	18	195,900	220,900	316,000
	19	197,300	222,500	318,000
	20	198,700	224,200	320,000
	21	200,100	225,800	321,900
	22	201,600	227,400	323,900
	23	203,000	228,900	325,800
	24	204,400	230,400	327,800
	25	205,800	231,900	329,700
	26	207,300	233,400	331,600
	27	208,700	234,900	333,500
	28	210,100	236,400	335,400
	29	211,500	237,900	337,200
	30	213,000	239,400	339,100
	31	214,400	240,900	340,900
	32	215,800	242,400	342,700
	33	217,200	243,800	344,500
	34	218,600	245,300	346,300
	35	220,000	246,800	348,100
	36	221,400	248,300	349,900
	37	222,800	249,700	351,600
	38	224,200	251,100	353,200
	39	225,600	252,500	354,800
	40	227,000	253,900	356,400
	41	228,400	255,300	358,000
42	229,800	256,700	359,400	

43	231,200	258,100	360,800
44	232,600	259,500	362,200
45	233,900	260,900	363,600
46	235,300	262,500	364,900
47	236,700	264,100	366,100
48	238,100	265,700	367,400
49	239,400	267,300	368,600
50	240,800	268,700	369,900
51	242,200	270,100	371,100
52	243,600	271,500	372,300
53	244,900	272,900	373,500
54	246,300	274,500	374,600
55	247,700	276,000	375,600
56	249,100	277,600	376,600
57	250,500	279,100	377,600
58	251,800	280,800	378,600
59	253,100	282,500	379,500
60	254,400	284,200	380,500
61	255,600	285,800	381,400
62	256,900	287,400	382,300
63	258,200	288,900	383,100
64	259,500	290,400	384,000
65	260,700	291,900	384,800
66	262,000	293,500	385,600
67	263,200	295,100	386,300
68	264,400	296,700	387,000
69	265,600	298,300	387,700
70	266,900	300,000	388,400
71	268,100	301,700	389,100
72	269,300	303,400	389,800
73	270,500	305,000	390,500
74	271,800	306,600	391,200
75	273,000	308,200	391,900
76	274,200	309,800	392,600
77	275,400	311,400	393,300
78	276,600	312,900	394,000
79	277,800	314,400	394,700
80	279,000	315,900	395,400
81	280,100	317,300	396,100
82	281,200	318,800	396,800
83	282,300	320,200	397,400
84	283,400	321,700	398,100
85	284,400	323,100	398,700
86	285,500	324,300	399,400
87	286,500	325,400	400,000
88	287,600	326,600	400,600
89	288,600	327,700	401,200

	90	289,400	328,800	401,900
	91	290,100	329,900	402,500
	92	290,900	331,000	403,100
	93	291,600	332,000	403,700
	94	292,300	333,000	404,400
	95	292,900	333,900	405,000
	96	293,500	334,900	405,600
	97	294,100	335,800	406,200
	98		336,500	406,800
	99		337,100	407,400
	100		337,700	408,000
	101		338,300	408,600
	102		339,000	409,200
	103		339,600	409,700
	104		340,300	410,300
	105		340,900	410,800
	106		341,600	
	107		342,200	
	108		342,800	
	109		343,400	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 215,200	円 247,700	円 267,800

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第4条関係)

学校事務職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円
	1	157,900	238,700	272,600	307,800
	2	159,100	240,400	274,700	309,800
	3	160,200	242,000	276,700	311,800
	4	161,300	243,700	278,800	313,800
	5	162,400	245,300	280,800	315,800
	6	163,600	247,000	282,800	317,800
	7	164,800	248,600	284,700	319,800
	8	166,000	250,300	286,700	321,800
	9	167,200	251,900	288,600	323,700
	10	168,900	253,600	290,600	325,700
	11	170,500	255,200	292,500	327,600
	12	172,200	256,900	294,400	329,600
	13	173,800	258,500	296,300	331,500
	14	175,500	260,200	298,200	333,500
	15	177,100	261,800	300,100	335,400
	16	178,800	263,500	302,000	337,300
	17	180,400	265,100	303,800	339,200
	18	182,100	266,800	305,700	341,100
	19	183,800	268,400	307,500	342,900
	20	185,500	270,100	309,400	344,700
	21	187,100	271,700	311,200	346,500
	22	188,800	273,300	313,100	348,300
	23	190,500	274,900	314,900	350,100
	24	192,200	276,500	316,800	351,900
	25	193,900	278,100	318,600	353,700
	26	195,500	279,700	320,500	355,500
	27	197,100	281,300	322,300	357,300
	28	198,700	282,900	324,200	359,100
	29	200,200	284,500	326,000	360,800
	30	201,800	286,100	327,900	362,600
	31	203,300	287,700	329,700	364,300
	32	204,900	289,300	331,600	366,000
	33	206,400	290,800	333,400	367,700
	34	207,900	292,400	335,300	369,400
	35	209,400	294,000	337,100	371,000
	36	210,900	295,600	339,000	372,700
	37	212,400	297,100	340,800	374,300
	38	213,900	298,700	342,700	375,900
	39	215,400	300,200	344,500	377,500
	40	216,900	301,800	346,300	379,100
	41	218,400	303,300	348,100	380,600
42	220,100	304,900	349,700	382,200	

43	221,700	306,400	351,200	383,700
44	223,400	307,900	352,700	385,300
45	225,000	309,400	354,200	386,800
46	226,700	310,800	355,700	388,100
47	228,400	312,200	357,200	389,300
48	230,100	313,600	358,700	390,600
49	231,700	314,900	360,200	391,800
50	233,400	316,200	361,600	393,000
51	235,100	317,500	362,900	394,100
52	236,800	318,800	364,200	395,300
53	238,500	320,000	365,500	396,400
54	240,200	321,300	366,700	397,200
55	241,900	322,500	367,800	397,900
56	243,600	323,800	369,000	398,700
57	245,200	325,000	370,100	399,400
58	246,800	326,300	371,200	400,100
59	248,400	327,500	372,200	400,800
60	250,000	328,800	373,200	401,500
61	251,500	330,000	374,200	402,200
62	253,100	330,900	375,200	402,900
63	254,600	331,800	376,100	403,500
64	256,200	332,700	377,100	404,200
65	257,700	333,600	378,000	404,800
66	259,300	334,500	378,900	405,400
67	260,900	335,300	379,700	406,000
68	262,500	336,200	380,600	406,600
69	264,000	337,000	381,400	407,100
70	265,300	337,800	382,200	407,500
71	266,600	338,600	383,000	407,800
72	267,900	339,400	383,800	408,200
73	269,100	340,200	384,500	408,500
74	270,300	341,000	385,300	408,900
75	271,400	341,800	386,000	409,200
76	272,600	342,600	386,800	409,600
77	273,700	343,300	387,500	409,900
78	274,600	344,100	388,200	410,300
79	275,500	344,900	388,800	410,600
80	276,400	345,700	389,400	411,000
81	277,300	346,400	390,000	411,300
82	278,100	347,000	390,600	411,600
83	278,800	347,500	391,200	411,900
84	279,500	348,000	391,800	412,200
85	280,200	348,500	392,300	412,400
86	280,700	349,000	392,800	412,700
87	281,100	349,500	393,300	413,000
88	281,500	350,000	393,800	413,300
89	281,900	350,500	394,200	413,500

	90		351,000	394,700	
	91		351,500	395,200	
	92		352,000	395,700	
	93		352,400	396,100	
	94		352,900	396,500	
	95		353,400	396,900	
	96		353,900	397,300	
	97		354,300	397,700	
	98		354,800	398,100	
	99		355,200	398,500	
	100		355,700	398,900	
	101		356,100	399,200	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		215,000	243,100	266,000	289,100

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさいたま市教職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前のさいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

さいたま市条例第49号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 領家保育園	さいたま市浦和区 領家7丁目14番 <u>16号</u>	[略]	さいたま市立 領家保育園	さいたま市浦和区 領家7丁目2番3 <u>0号</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和6年2月13日から施行する。

さいたま市条例第50号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第21条 [略]	第21条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u>	
(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、<u>3月前</u>）から<u>出産予定月の翌々月</u>までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u>	
(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u>	

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 [略]

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 [略]

2 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

3 [略]

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 [略]

2 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

1～8 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第13項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

10～13 [略]

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条及び第21条の規定

附 則

1～8 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第13項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

10～13 [略]

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条及び第21条第1項

の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

15 [略]

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主等が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「

の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

15 [略]

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主等が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2

又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主等が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

20・21 [略]

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 22 世帯主等が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から

項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主等が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

20・21 [略]

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 22 世帯主等が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合

同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

23 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

24 世帯主等が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは

計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

23 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

24 世帯主等が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合における第4条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあ

「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

25・26 [略]

るのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

25・26 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第22条の2第2項並びに附則第9項、第14項、第16項から第19項まで及び第22項から第24項までの改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）第21条第3項及び第22条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第51号

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源物 使用を終了し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。
- (2) 屋外 建物（屋根、周壁及び床又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物をいう。）の外をいう。
- (3) 屋外保管 業として再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管（再生資源物の破砕、選別、積替えその他の作業を含む。）することをいう。
- (4) 屋外保管事業場 屋外保管を行う場所をいう。
- (5) 事業予定者 第8条第1項の許可が必要とされる屋外保管事業場を設置しようとする者をいう。
- (6) 屋外保管事業者 屋外保管を行う者をいう。

(屋外保管事業者の責務)

第3条 屋外保管事業者は、この条例の規定により適正な屋外保管をするほか、法令等に従って屋外保管事業場を適正に管理運営しなければならない。

2 屋外保管事業場を設置しようとする者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲り受け、又は使用しようとするときは、その旨を土地の所有者に説明しなければならない。

3 屋外保管事業者は、規則で定めるところにより、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情等に関する相談に応じるための窓口を設置しなければならない。

4 屋外保管事業者は、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(土地の所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、屋外保管事業場の用に供するものとして当該土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることを確認しなければならない。

2 土地の所有者は、当該土地に設置された屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、関係機関と連携し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

(事前協議)

第6条 事業予定者は、屋外保管事業場の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）を規則で定めるところにより作成し、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(説明会の開催等)

第7条 前条の協議が終了した事業予定者は、規則で定めるところにより、当該協議に係る屋外保管事業場の敷地の境界線から300メートル以内に居住する者又は土地若しくは建物を所有する者（以下「周辺住民等」という。）に対して、事業計画の概要その他規則で定める事項（以下「周知事項」という。）について周知を図るための説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の説明会を開催した事業予定者は、当該説明会の概要を遅滞なく市長に報告しなければならない。

(屋外保管事業場の設置の許可)

第8条 屋外保管事業場を設置しようとする者は、次に掲げる場合を除き、設置する屋外保管事業場ごとに、当該設置に係る許可を受けなければならない。

- (1) 当該屋外保管事業場の敷地面積が100平方メートルを超えない場合（敷地が隣接する屋外保管事業場にあつては、その敷地が隣接する屋外保管事業場の各敷地面積の合計が100平方メートルを超える場合を除く。）
- (2) 屋外保管以外の事業を本来の業務として行う者が、当該業務を行う事業場において当該業務に付随して屋外保管を一時的に行う場合
- (3) 当該屋外保管事業場が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定による解体業の許可又は同法第67条第1項の規定による破砕業の許可を受けた者のそれぞれ当該許可に係る事業所に該当する場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積
- (3) 屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類
- (4) 屋外保管事業場の構造
- (5) 再生資源物の保管の方法
- (6) 火災予防上の措置
- (7) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 申請に係る屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（所有権を

有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

(6) その他規則で定める書類

4 第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して5年とし、同項の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前項の更新の申請があった場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可の基準等)

第9条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号（同条第4項の更新の場合にあっては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請書の記載事項が、次条第1項に規定する立地に関する基準（前条第4項の更新の場合を除く。）及び次条第2項に規定する構造に関する基準並びに第15条第1項に規定する保管に関する基準に適合していること。

(2) 前条第1項の許可に係る申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又

は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第41条第2項又は第14条第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人（法第7条の4第1項第3号若しくは法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）又は第14条第1項第3号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあつては、さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）第15条の規定による通知。以下この号において同じ。）があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ 法第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第41条第2項又は第14条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。カにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又は第11条第4項の規定による屋外保管の廃止の届出をした者（

当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ オに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又は第11条第4項の規定による屋外保管の廃止の届出があった場合において、オの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ 第13条第2項の規定により屋外保管事業場の使用の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ケ 屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

コ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからケまでのいずれかに該当するもの

サ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者があるもの

シ 個人で規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者があるもの

ス 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(3) 申請者が、当該申請に係る屋外保管事業場について第7条第2項の報告をしていること。ただし、同条第1項ただし書の場合は、この限りでない。

2 前条第1項の許可には、市民生活の安全又は生活環境の保全上必要な条件を付す

ることができる。

- 3 前条第1項の許可を受けた者（以下「屋外保管許可事業者」という。）は、当該許可に係る屋外保管事業場の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を記載した申請書を提出して検査を受け、当該屋外保管事業場が次条第1項に規定する立地に関する基準及び同条第2項に規定する構造に関する基準並びに第15条第1項に規定する保管に関する基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（屋外保管事業場の立地基準及び構造基準）

第10条 第8条第1項の許可を要する屋外保管事業場の場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の敷地の境界から住宅等（住宅、学校、病院、公民館、博物館、図書館、保育所、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設及びこれらに類するものであり、これらの敷地を含む。以下同じ。）までの距離が100メートル以上あること。ただし、第6条の規定による協議が開始された後に、当該協議に係る屋外保管事業場の敷地の境界から100メートル未満に住宅等が設置された場合は、この限りでない。
 - (2) 屋外保管事業場の敷地が、規則で定める方法により、幅員4メートル以上の公道でその両端が当該公道の幅員以上の幅員を有する公道に接続しているものに接していること。ただし、その周囲の状況により、交通及び安全に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
 - (3) 屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであること。
- 2 第8条第1項の許可を要する屋外保管事業場の構造は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- (1) 屋外保管事業場の敷地の境界の内側に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。
 - (2) 屋外保管事業場の敷地の境界と前号の囲いとの間に、緑地帯を2メートル以上設けること。
 - (3) 第1号の囲いの内側の底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(4) 排水を放流する場合は、その水質を市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理設備及びこれに接続する排水溝その他の設備を設けること。

(5) 自重、積載荷重その他の加重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

(変更の許可等)

第11条 屋外保管許可事業者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を記載した申請書及び添付書類を提出し、当該変更に係る許可を受けなければならない。

2 第6条、第7条及び第9条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「事業予定者」とあるのは「屋外保管許可事業者」と、第6条中「設置に関する計画」とあるのは「変更に関する計画」と、第9条中「前条第1項の許可」とあるのは「第11条第1項に規定する変更の許可」と、同条第1項中「次の各号（同条第4項の更新の場合にあつては、第1号及び第2号）」とあるのは「次の各号」と、同項各号列記以外の部分中「同条第1項」とあるのは「同項」と、同項第1号中「立地に関する基準（前条第4項の更新の場合を除く。）」とあるのは「立地に関する基準」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、屋外保管許可事業者は、一部の種類の再生資源物の保管を止めたとき又は規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

4 屋外保管許可事業者は、屋外保管を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可を得た者以外の屋外保管の禁止)

第12条 屋外保管許可事業者は、第8条第1項の許可を受けた屋外保管事業場において、当該屋外保管許可事業者以外の者に、屋外保管させてはならない。

(屋外保管許可事業者に対する勧告及び命令)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋外保管許可事業者に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講じるべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第8条第1項の許可に係る屋外保管事業場が第10条第1項若しくは第2項又

は第15条第1項の基準に適合しなくなったとき。

(2) 第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の勧告を受けた屋外保管許可事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該屋外保管許可事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講じるよう命じ、又は期間を定めて屋外保管の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、屋外保管事業場が第10条第1項若しくは第2項又は第15条第1項の基準に適合しなくなったと認める場合において、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、屋外保管許可事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講じるよう命じることができる。

(許可の取消し)

第14条 市長は、屋外保管許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 第9条第1項第2号イ、ウ（法第25条から第27条までの規定に係る部分若しくは法第32条第1項（法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により刑に処せられたことによる場合に限る。次号において同じ。）、ク、ケ又はスに該当するに至ったとき。

(2) 第9条第1項第2号コからシまで（同号ウ、ク又はケに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第9条第1項第2号コからシまで（同号エに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第9条第1項第2号アからカ又はコからシまでのいずれかに該当するに至ったとき（前3号に該当する場合を除く。）。

(5) 前条第2項若しくは第3項又は第21条第2項の規定による処分に違反したとき。

(6) 不正の手段により第8条第1項の許可（同条第4項の更新を含む。）又は第11条第1項に規定する変更の許可を受けたとき。

- 2 市長は、屋外保管許可事業者が前条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定により屋外保管事業場の設置の許可を取り消された者（次項において「旧屋外保管許可事業者」という。）は、取り消された許可に係る屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて市長の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。
- 4 旧屋外保管許可事業者は、前項の屋外保管事業場を廃止するまでの間、当該屋外保管事業場について前条の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用を受ける。
（屋外保管事業場の保管基準）

第15条 屋外保管事業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 屋外保管の場所（屋外保管事業場内において、再生資源物を保管するための用に供する区画をいう。以下同じ。）の周囲に囲いが設けられていること。

イ 規則で定めるところにより、屋外保管事業場の敷地の外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他屋外保管事業場に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ウ 屋外保管の場所ごとに、保管する再生資源物の種類を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 屋外保管の場所から再生資源物が崩落し、飛散し、若しくは悪臭が発散しないように、又は屋外保管の場所から当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、地下に浸透し、若しくは悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講じること。

ア 屋外保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。

イ 容器を用いずに屋外保管する場合にあつては、積み上げられた再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

ウ 屋外保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合にあつては、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

エ その他規則で定める措置

- (3) 屋外保管事業場の内部における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するため、規則で定める措置を講じること。
- (4) 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように、規則で定める措置を講じること。
- (5) 屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講じること。

2 敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第1号イ及びウの規定は、適用しない。

(帳簿の備付け等)

第16条 屋外保管許可事業者は、再生資源物を受け取り、又は引き渡したときは、許可に係る屋外保管事業場ごとに、次の各号に掲げる事項に関する帳簿を作成するとともに、取引の日から5年間これを保存し、かつ、当該屋外保管事業場（当該屋外保管事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、当該屋外保管許可事業者の最寄りの事務所等）に備え置かなければならない。

- (1) 再生資源物の取引の年月日及び取引先
- (2) 再生資源物の品目及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する帳簿は、同項各号に掲げる事項が記載された再生資源物の受け取り又は引き渡しに係る代金の領収書をもって代えることができる。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者及び事業活動に伴い再生資源物を排出する者、再生資源物の運搬を行う者その他の関係人に対し、再生資源物の屋外保管に関し、期限を定めて、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、屋外保管事業者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、

又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(屋外保管許可事業者以外の屋外保管事業者に対する勧告及び命令)

第19条 市長は、第15条第1項の基準に適合しない再生資源物の保管により、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認めるときは、屋外保管事業者（屋外保管許可事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講じるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の勧告を受けた屋外保管事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講じるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命じることができる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第15条第1項の基準に適合しない再生資源物の保管により、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講じるよう命じることができる。

(公表)

第20条 市長は、第13条第2項若しくは第3項の命令を受けた屋外保管許可事業者又は前条第2項若しくは第3項の命令を受けた屋外保管事業者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 屋外保管事業場の所在地
- (3) 命令の内容

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

(事故時の措置)

第21条 屋外保管事業者は、屋外保管に係る事故により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかに当該事故の状況及び当該措置の概要を市長に届け出なければならない。

2 市長は、屋外保管事業者が前項の措置を講じていないと認めるときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、当該措置を講じるよう命じることができる。

(許可等に係る意見聴取)

第22条 市長は、第8条第1項の許可（同条第4項の許可の更新を含む。）又は第11条第1項に規定する変更の許可をしようとするときは、第9条第1項第2号ク又はコからスまでのいずれかに該当する事由（同号コからシまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号クに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第14条第1項の規定により許可を取り消そうとするときは、第9条第1項第2号ク又はコからスまでのいずれかに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(関係行政機関への照会等)

第23条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第24条 第8条第1項の許可若しくは同条第4項の許可の更新又は第11条第1項に規定する変更の許可を受けようとする者は、その申請の際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納めなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の申請に対する審査 1件につき53,000円
- (2) 第8条第4項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の更新の申請に対する審査 1件につき49,000円
- (3) 第11条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の変更の許可の申請に対する審査 1件につき44,000円

2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。

(適用除外)

第25条 この条例の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第13条の2第1号に定める廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定（以下この条において「許可等」という。）を受けた者が当該許可等に係る事業場において屋外保管を行う場合及び国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合には、適用しない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して、市長の許可を受けずに、屋外保管事業場を設置した者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して、市長の許可を受けずに、同項の許可に係る事項（同条第3項に該当する場合を除く。）を変更した者
- (3) 不正の手段により第8条第1項の許可若しくは同条第4項の許可の更新又は第11条第1項に規定する変更の許可を受けた者
- (4) 第13条第2項若しくは第3項、第19条第2項若しくは第3項又は第21条第2項の規定による命令に違反した者

第28条 第9条第3項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、第10条第1項及び第2項並びに第15条第1項の基準に適合していると認められる前に、屋外保管事業場を使用した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第3項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条の規定に違反して、定められた期限内に報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第18条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同

項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第27条から第30条までの規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する屋外保管事業場（以下「既存屋外保管事業場」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に設置されたものとみなす。

3 既存屋外保管事業場については、第9条第3項、第10条第1項及び第2項各号（第4号を除く。）の規定は、適用しない。

4 既存屋外保管事業場については、第10条第2項第4号及び第15条の規定は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者（第8条第1項各号の規定に該当するものを除く。以下「従前の屋外保管事業者」という。）は、既存屋外保管事業場について、施行日から起算して6月を経過する日までの間に規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出をした従前の屋外保管事業者は、その届出に係る既存屋外保管事業場について、施行日に第8条第1項の許可を受けたものとみなす。

7 従前の屋外保管事業者は、周辺住民等から求めがあった場合は、規則で定める事項について説明しなければならない。

さいたま市条例第52号

さいたま市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例

さいたま市空き家等対策協議会条例（平成28年さいたま市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次条において「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、さいたま市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	(設置) 第1条 空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次条において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、さいたま市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(所掌事務) 第2条 協議会は、法第7条第1項に規定する空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を調査審議する。	(所掌事務) 第2条 協議会は、法第6条第1項に規定する空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を調査審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第53号

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例（平成13年さいたま市条例第210号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
<p>(利用できる自動車)</p> <p>第4条 駐車場を利用できる自動車は、<u>次に掲げる自動車とする。</u></p> <p><u>(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ6.00メートル、幅2.00メートル、高さ2.00メートル及び重さ3.0トンをそれぞれ超えないもの</u></p> <p><u>(2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの（高さ2.00メートルを超えないものに限る。）</u></p> <p>(駐車場の使用料等)</p> <p>第5条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>別表第2</u>に定める種類の区分に応じて同表に定める金額の範囲内で規則で定める額により、定期駐車券を発行することができる。この場合において、駐車場の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨の特約をすることはできない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(利用できる自動車)</p> <p>第4条 駐車場を利用できる自動車は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(駐車場の使用料等)</p> <p>第5条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>別表第3</u>に定める種類の区分に応じて同表に定める金額の範囲内で規則で定める額により、定期駐車券を発行することができる。この場合において、駐車場の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨の特約をすることはできない。</p> <p>4 [略]</p> <p><u>別表第1（第4条関係）</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用することができる自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機械式駐車場</td> <td>(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ4.70メートル、幅1.70メートル、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用することができる自動車	機械式駐車場	(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ4.70メートル、幅1.70メートル、
区分	利用することができる自動車				
機械式駐車場	(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ4.70メートル、幅1.70メートル、				

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="837 190 949 414"></td> <td data-bbox="949 190 1452 414"> <p>高さ1.55メートル及び重さ1.5トンをそれぞれ超えないもの (2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの（高さ1.55メートルを超えないものに限る。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 414 949 761">平置 駐車 場</td> <td data-bbox="949 414 1452 761"> <p>(1) 省令別表第1に掲げる自動車のうち長さ6.00メートル、幅2.00メートル及び重さ3.0トンをそれぞれ超えないもの (2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの（高さ2.00メートルを超えないものに限る。）</p> </td> </tr> </table>		<p>高さ1.55メートル及び重さ1.5トンをそれぞれ超えないもの (2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの（高さ1.55メートルを超えないものに限る。）</p>	平置 駐車 場	<p>(1) 省令別表第1に掲げる自動車のうち長さ6.00メートル、幅2.00メートル及び重さ3.0トンをそれぞれ超えないもの (2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの（高さ2.00メートルを超えないものに限る。）</p>
	<p>高さ1.55メートル及び重さ1.5トンをそれぞれ超えないもの (2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの（高さ1.55メートルを超えないものに限る。）</p>				
平置 駐車 場	<p>(1) 省令別表第1に掲げる自動車のうち長さ6.00メートル、幅2.00メートル及び重さ3.0トンをそれぞれ超えないもの (2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち2輪自動車以外のもの（高さ2.00メートルを超えないものに限る。）</p>				
<p>別表第1（第5条関係） [略]</p> <p>別表第2（第5条関係） [略]</p>	<p>別表第2（第5条関係） [略]</p> <p>別表第3（第5条関係） [略]</p>				

附 則

この条例は、令和6年1月4日から施行する。

さいたま市条例第54号

さいたま市宮桜木駐車場条例を廃止する条例

さいたま市宮桜木駐車場条例（平成13年さいたま市条例第211号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市条例第55号

さいたま市宮桜木駐車場用地活用事業者選定委員会条例を廃止する条例

さいたま市宮桜木駐車場用地活用事業者選定委員会条例（令和3年さいたま市条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第56号

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（第3条において「基準」という。）を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第16条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支

援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（苦情への対応）

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（帳簿の整備）

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

（職員配置の基準）

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上

(3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りではない。
(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第11条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、

配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第13条 一の居室の定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に行なう業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なわなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準じるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

（関係機関との連携）

第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（電磁的記録）

第20条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うこ

とができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の廃止)
- 2 さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第85号）は、廃止する。
(施設長の任用に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に附則第2項による廃止前のさいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第9条により施設長に任用されている者は、第10条により任用された者とみなす。
(居室の面積及び入所人員に関する経過措置)
- 4 この条例の施行前に設置された施設（附則第2項による廃止前のさいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第1条に規定する婦人保護施設をいう。）における居室の床面積及び入所人員については、第11条第4項第1号ア及び第13条の規定にかかわらず、当分の間、附則第2項による廃止前のさいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条第4項第1号ア及び第11条によることができる。ただし、当該施設を改築し、又は増築する場合はこの限りでない。

さいたま市条例第57号

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第6条、第7条関係）				別表第2（第6条、第7条関係）			
公園名	公園施設名	供用日	供用時間	公園名	公園施設名	供用日	供用時間
[略]				[略]			
沼影公園	屋内プール	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで	沼影公園	屋外プール	6月から9月までの間で市長が定める期間	午前9時から午後6時まで
					屋内プール	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
					アイススケート場	1月1日から2月末日まで及び12月1日から同月31日まで	
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			
別表第4（第19条、第30条関係）				別表第4（第19条、第30条関係）			
公園名	公園施設名	区分	利用料金			時間外利用（1時間）	摘要
			午前	午後	全日		
			午前9時	午後1時	午前9時		
			午前9時	午後1時	午前9時	（1時間）	摘要

				から午後零時まで	から午後5時まで	から午後5時まで	につき)				
[略]											
沼影公園	公園施設	屋内プール	通常利用	一般	1回につき 440円		1 専用利用は、通常利用に支障のない場合に限る。 2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。				
				児童・生徒	1回につき 220円						
			専用利用	一般	1コース 1時間につき 660円	6 6 0 円					
		児童・生徒	1コース 1時間につき 320円	3 2 0 円							

				から午後零時まで	から午後5時まで	から午後5時まで	につき)		
[略]									
沼影公園	公園施設	屋外プール	通常利用	一般	1回につき 440円		1 専用利用（屋外プールについては、50mプール及び飛び込みプールに限る。）は、通常利用に支障のない場合に限る。 2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。		
				児童・生徒	1回につき 220円				
			専用利用	一般	1時間につき 2400円	1 5 , 4 2 0 円			
				児童・生徒	1時間につき 1200円	7 , 7 0 0 円			
			屋内プール	通常利用	一般	1回につき 440円			
		児童・生徒			1回につき 220円				
		専用利用		一般	1コース 1時間につき 660円	6 6 0 円			
					児童・生徒	1コース 1時間につき 320円			3 2 0 円
		アイス	通常利用	一般	1回につき 660円				専用利用は、通常利用に支障のない場合に限る。
				児童	1回につき 320円				

								い場合に 限る。
ケ ー ト 場	・ 生 徒	専 用 利 用	一 般	1時 間に つき 5 , 5 00 円	3 5 , 2 0 0 円	5 , 5 0 0 円		
			児 童 ・ 生 徒	1時 間に つき 2 , 7 40 円	1 7 , 6 0 0 円	2 , 7 4 0 0 円		
附 属 設 備	会 議 室	1時間 につき 1 30 円	1 3 0 円					
	放 送 ・ 電 気 設 備	1時間 につき 2 20 円	2 2 0 円					
	照 明 設 備	1時間 につき 4 40 円	4 4 0 円					
	コ イ ン ロ ッ カ ー	1回に つき 50 円						
[略]				[略]				
備考 [略]				備考 [略]				

第2条 さいたま市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第2（第6条、第7条関係）	別表第2（第6条、第7条関係）

公園名	公園施設名	供用日	供用時間
[略]			
[略]			

備考 [略]

別表第4 (第19条、第30条関係)

公園名	公園施設名	区分	利用料金				時間外利用 (1時間につき)	摘要
			午前	午後	全日	時間外利用 (1時間につき)		
			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで			
[略]								

公園名	公園施設名	供用日	供用時間
[略]			
沼影公園	屋内プール	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
[略]			

備考 [略]

別表第4 (第19条、第30条関係)

公園名	公園施設名	区分	利用料金				時間外利用 (1時間につき)	摘要
			午前	午後	全日	時間外利用 (1時間につき)		
			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで			
[略]								

沼影公園	公園施設	屋内プール	通常利用	一般	1回につき 440円		1 専用利用は、通常利用に支障のない場合に限る。
				児童・生徒	1回につき 220円		
			専用利用	一般	1コース 1時間につき 660円	6 6 0 円	2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。
児童・生徒	一般	1コース 1時間につき 220円	3 2 0 円				
附属設備	会議室		1時間につき 130円		1 3 0 円		
	放送・電気設備		1時間につき 220円		2 2 0 円		

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>1時間につき 40円</td> <td>4 4 0 円</td> </tr> <tr> <td>コインロッカー</td> <td>1回につき 50円</td> <td></td> </tr> </table>			円	照明設備	1時間につき 40円	4 4 0 円	コインロッカー	1回につき 50円	
		円								
照明設備	1時間につき 40円	4 4 0 円								
コインロッカー	1回につき 50円									
[略]	[略]									
備考 [略]	備考 [略]									

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和7年7月1日から施行する。

さいたま市条例第58号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	<u>1,800円</u>	第1種電柱	[略]	<u>1,700円</u>	
	第2種電柱		<u>2,800円</u>	第2種電柱		<u>2,700円</u>	
	第3種電柱		<u>3,700円</u>	第3種電柱		<u>3,600円</u>	
	第1種電話柱	[略]	<u>1,600円</u>	第1種電話柱	[略]	<u>1,500円</u>	
	第2種電話柱		<u>2,600円</u>	第2種電話柱		<u>2,500円</u>	
	第3種電話柱		<u>3,500円</u>	第3種電話柱		<u>3,400円</u>	
	その他の柱類	[略]	<u>160円</u>	その他の柱類	[略]	<u>150円</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類		<u>16円</u>	共架電線その他上空に設ける線類		<u>15円</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		<u>10円</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>9円</u>	
	路上に設ける変圧器	[略]	<u>1,600円</u>	路上に設ける変圧器	[略]	<u>1,500円</u>	
	地下に設ける変圧器		<u>970円</u>	地下に設ける変圧器		<u>930円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	[略]	<u>3,200円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	[略]	<u>3,100円</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,400円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,300円</u>	
	広告塔	[略]	<u>11,000円</u>	広告塔	[略]	<u>10,000円</u>	
その他のもの	<u>3,200円</u>		その他のもの	<u>3,100円</u>			
法第32条	外径が0.07メートル未満のもの	[略]	<u>68円</u>	法第32条	外径が0.07メートル未満のもの	[略]	<u>65円</u>

条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		97円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150円
	[略]		[略]
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		290円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		390円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		680円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		970円
	[略]		[略]

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	10円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	2,600円
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600円
			地下に設けるもの		970円
その他のもの					3,200円

法第32条第1項第4号 [3,200円]

条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		93円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140円
	[略]		[略]
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		370円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		650円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		930円
	[略]		[略]

法第32条第1項第3号	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	10円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	2,600円
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600円
			地下に設けるもの		970円
その他のもの					3,200円

法第32条第1項第3号 [3,100円]

に掲げる施設		略]	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>5,700円</u>
	地下に設ける通路		<u>3,400円</u>
その他のもの		<u>3,200円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		[<u>110円</u> 略]
	その他のもの		[<u>1,100円</u> 略]
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[<u>1,100円</u> 略]
		その他のもの	[<u>11,000円</u> 略]
	標識		[<u>2,600円</u> 略]
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[<u>110円</u> 略]
		その他のもの	[<u>1,100円</u> 略]
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[<u>110円</u> 略]
		その他のもの	[<u>1,100円</u> 略]

及び第4号に掲げる施設		略]	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>5,100円</u>
	地下に設ける通路		<u>3,000円</u>
その他のもの		<u>3,100円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		[<u>100円</u> 略]
	その他のもの		[<u>1,000円</u> 略]
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[<u>1,000円</u> 略]
		その他のもの	[<u>10,000円</u> 略]
	標識		[<u>2,500円</u> 略]
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[<u>100円</u> 略]
		その他のもの	[<u>1,000円</u> 略]
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[<u>100円</u> 略]
		その他のもの	[<u>1,000円</u> 略]

	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>11,000</u> 円
		その他のもの		<u>5,700</u> 円
令第7条第2号に掲げる工作物			[略]	<u>3,200</u> 円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.03</u> 1を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号 に掲げる工 事用材料			[略]	<u>1,100</u> 円
令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7 号に掲げる施設				<u>320</u> 円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		[略]	Aに <u>0.00</u> 8を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.01</u> 7を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0.00</u> 4を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.00</u> 6を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.00</u> 7を乗じて得た額
その他のもの			Aに <u>0.02</u> 5を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		[略]	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.00</u> 7を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる	建築物			Aに <u>0.02</u> 2を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.00</u> 7を乗じて得た額

	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>10,000</u> 円
		その他のもの		<u>5,100</u> 円
令第7条第2号に掲げる工作物			[略]	<u>3,100</u> 円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.03</u> 3を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号 に掲げる工 事用材料			[略]	<u>1,000</u> 円
令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7 号に掲げる施設				<u>310</u> 円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		[略]	Aに <u>0.01</u> 1を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.02</u> 3を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0.00</u> 5を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.00</u> 8を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
その他のもの			Aに <u>0.03</u> 3を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		[略]	Aに <u>0.01</u> 1を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.00</u> 8を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる	建築物			Aに <u>0.02</u> 3を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.00</u> 8を乗じて得た額

施設及び自動車駐車場			施設及び自動車駐車場		
令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.03</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.03</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.03</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.03</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.03</u> を乗じて得た額
備考	[略]		備考	[略]	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、占用期間が1年未満であるものに係る占用料については、なお従前の例による。